

飯塚市契約規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年4月27日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市規則第35号

飯塚市契約規則の一部を改正する規則

飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(前払金)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 契約者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を提出したものとみなす。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 市長は、前金払をした後に工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を変更したときは、増額工事については追加支給を行うことができ、減額工事については既に支給した前金払の額のうち超過額の返還を相当の期日を定めて請求することができる。この場合において、増額工事については<u>前3項</u>の規定を準用する。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p>(前払金)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 市長は、前金払をした後に工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を変更したときは、増額工事については追加支給を行うことができ、減額工事については既に支給した前金払の額のうち超過額の返還を相当の期日を定めて請求することができる。この場合において、増額工事については<u>前2項</u>の規定を準用する。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>

(中間前払金)

第55条の2 (略)

2 (略)

3 前条第3項から第7項の規定は、中間前金払について準用する。

この場合において、「前金払」とあるのは「中間前金払」と読み替えるものとする

(中間前払金)

第55条の2 (略)

2 (略)

3 前条第3項から第6項の規定は、中間前金払について準用する。

この場合において、「前金払」とあるのは「中間前金払」と読み替えるものとする

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。